

## 入札監理小委員会における審議の結果報告 JICA ボランティア募集支援業務

(独)国際協力機構(以下「機構」という。)による JICA ボランティア募集支援業務について、当該民間競争入札実施要項の変更及び契約変更を入札監理小委員会において審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

### 1. 事業の概要

機構が実施する青年海外協力隊、シニア海外協力隊等のボランティア派遣事業に係る説明会の実施等の応募促進や募集要項・ポスター等の印刷・発送業務を行うものであり、現在、市場化テスト 2 期目(契約期間:平成 29(2017)年 12 月~平成 34(2022)年 3 月)の事業を実施中である。

### 2. 実施要項の変更及び契約変更の背景について

○平成 30(2018)年度秋募集から、JICA ボランティア事業の制度・呼称変更が行われ、従来の年齢による区分から専門性による区分(一般案件/シニア案件)に変更し、また、それに伴い呼称も「青年海外協力隊/シニア海外ボランティア」から「青年海外協力隊/シニア海外協力隊」に改め、総称を JICA 海外協力隊とする等の変更が生じるようになった。

○上記変更を受けて、青年海外協力隊とシニア海外ボランティアで分かれている印刷物等を JICA 海外協力隊として統一化するほか、実施要項における「確保すべきサービスの質」及びインセンティブの基準における調査対象に変更が伴うこととなり、これを実施要項に反映するもの。

(参考) JICA 海外協力隊の新呼称と専門性・年齢区分について

(旧制度) 総称: JICA ボランティア

呼称	年齢区分
① 青年海外協力隊	20歳以上40歳未満
② シニア海外ボランティア	40歳以上70歳未満

(新制度) 総称: JICA 海外協力隊

案件区分	呼称	年齢区分
一般案件(※1)	青年海外協力隊(※3)	20歳以上70歳未満
シニア案件(※2)	シニア海外協力隊	20歳以上70歳未満 (ただし実務経験15年程度が求められる)

※1: 幅広い経験・技能等で応募可能な案件

※2: 一定以上の経験・技能等が求められる案件

※3: 46歳以上70歳未満の方は「海外協力隊」と称して派遣される。

### 3. 実施要項の変更及び契約変更の審議結果について

本事業の実施要項の変更及び契約変更については、変更案のとおり了解された。

以上